

## &lt;経緯&gt;

平成28年改正

- ・過量契約の取消権
- ・消費者の解除権を放棄させる条項の無効 等

【衆・参消費者特委 附帯決議】  
今後の検討課題について  
必要な措置を講ずる旨

消費者  
委員会  
答申  
(29年8月)

平成30年改正

消費者と事業者の交渉力等の格差に鑑み、  
消費者契約に関する被害事例等を踏まえ対応

## 取り消しうる不当な勧誘行為の追加等

## ①社会生活上の経験不足の不当な利用

## (1)不安をあおる告知

例:就活中の学生の不安を知りつつ、「このままでは一生成功しない、この就職セミナーが必要」と告げ勧誘

## (2)恋愛感情等に乗じた人間関係の濫用

例:消費者の恋愛感情を知りつつ、「契約してくれないと関係を続けない」と告げて勧誘

## ②加齢等による判断力の低下の不当な利用(※)

例:認知症で判断力が著しく低下した消費者の不安を知りつつ「この食品を買って食べなければ、今の健康は維持できない」と告げて勧誘

## 無効となる不当な契約条項の追加等

## ①消費者の後見等を理由とする解除条項

例:「賃借人(消費者)が成年被後見人になった場合、直ちに、賃貸人(事業者)は契約を解除できる」

## 事業者の努力義務の明示

- ①条項の作成:解釈に疑義が生じない明確なもので平易なものになるよう配慮
- ②情報の提供:個々の消費者の知識及び経験を考慮した上で必要な情報を提供

## ③靈感等による知見を用いた告知(※)

例:「私は霊が見える。あなたには悪霊が憑いておりそのままでは病状が悪化する。この数珠を買えば悪霊が去る」と告げて勧誘

## ④契約締結前に債務の内容を実施等

例:注文を受ける前に、消費者が必要な寸法にさお竹を切断し、代金を請求

## ⑤不利益事実の不告知の要件緩和

例:「日照良好」と説明しつつ、隣地にマンションが建つことを故意に告げず、マンションを販売  
→故意要件に重過失を追加

※衆議院において追加された規定

## ②事業者が自分の責任を自ら決める条項

例:「当社が過失のあることを認めた場合に限り、当社は損害賠償責任を負う」

○施行期日は、公布日から起算して1年を経過した日  
(平成31年6月15日)